

平成 30 年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

平成 30 年度山梨県立特別支援学校高等部の入学者の選抜は、この要項に定めるところにより実施する。

募集定員

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当するものとする。

学 校 名	部	種別(学科)	要 件
盲 学 校	高等部	本科(普通科) 同(保健医療科)	<p>学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第 22 条の 3 に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成 30 年 3 月に卒業見込みの者 2 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは平成 30 年 3 月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者(以下「中学校卒業見込者等」という。) なお、中学校、中学校に準ずる学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程については、以下「中学校」という。) 3 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ろう学校	高等部	本科(普通科)	<p>施行令第 22 条の 3 に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成 30 年 3 月に卒業見込みの者 2 中学校卒業見込者等 3 ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
甲 府 支援学校	高等部	本科(普通科)	<p>施行令第 22 条の 3 に規定する肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成 30 年 3 月に卒業見込みの者 2 中学校卒業見込者等 3 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
あけぼの 支援学校	高等部	本科(普通科)	

学 校 名	部	種別(学科)	要 件
わかば 支援学校	高等部	本科(普通科)	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの 1 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 2 中学校卒業見込者等 3 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
かえで 支援学校	高等部	本科(普通科)	
やまびこ 支援学校	高等部	本科(普通科)	施行令第22条の3に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当するもの 1 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 2 中学校卒業見込者等 3 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ふじざくら 支援学校	高等部	本科(普通科)	
高等支援学校 桃花台学園	高等部	本科 (産業技術科)	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の1から3の全てに該当するもの 1 次のいずれかの条件を満たす者 (1) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 (2) 中学校卒業見込者等 (3) 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 2 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 3 基本的な生活習慣を身につけており、自主通学のできる者

出願方法

第1 高等支援学校桃花台学園(以下「桃花台学園」という。)

1 出願の制限

- (1) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。
- (2) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、平成29年12月28日(木)までに受けておくこと。
- (3) 他の都道府県から入学を志願する者の扱いについては、別記1「県外からの出願(桃花台学園)」による。

2 出願期間

次の表のとおり。

月 日(曜日)	受付場所	受付時間
平成30年 1月19日(金)	山梨県総合教育センター (一括受付)	別に定める
平成30年 1月22日(月)	桃花台学園	午前9時から午後4時まで
平成30年 1月23日(火)	桃花台学園	午前9時から正午まで

県内中学校又は特別支援学校以外からの出願の場合、郵送(書留に限る)も可とするが、1月23日(火)の正午までに桃花台学園必着のこと。

3 出願手続

- (1) 志願者は、次の書類を在学中中学校又は在学特別支援学校の校長(以下「中学校長等」という。)を経由して、桃花台学園校長に提出する。

提出書類	提出を要する者	摘 要
ア 入学願書	志願者全員	桃花台学園校長が指定する様式
イ 写真(白黒・カラー いずれも可)	志願者全員 (入学願書に貼付)	平成29年12月1日以降に撮影した、 縦4cm×横3cmの上半身、正面、脱帽 のもの。 裏面に中学校名又は特別支援学校名及 び氏名を記載すること。
ウ 志願理由書	志願者全員	桃花台学園校長が指定する様式
エ 確約書	志願者全員	桃花台学園校長が指定する様式
オ 学習成績証明書又は その提出不能を証明 する書類	調査書が提出できない者	様式自由
カ 県外入学志願承認書	他の都道府県からの志願者	様式4
キ 封筒	志願者全員	日本工業規格 角形2号 (332mm×240mm) 志願者の郵便番号・住所・氏名を「・・・ 様」と記した封筒1通(切手不要) (郵便で入学願書を提出する場合は、 上記に加えて志願者の郵便番号・ 住所・氏名を記した日本工業規格 長形 3号(120mm×235mm)の封筒をもう1 通(切手不要)同封すること)
ク 封筒	志願者全員	日本工業規格 長形3号 (120mm×235mm) 志願者の中学校名又は特別支援学校名・ 氏名を「・・・様」と記した封筒1通 (切手不要)

提出書類	提出を要する者	摘 要
ケ 住民票の写し	県内からの志願者全員	本人及び保護者に関するもので、平成29年12月以降発行の表面に個人番号が記載されていないもの
コ 健康診断票	志願者全員	平成29年12月以降に受診し、桃花台学園校長が指定する様式により医療機関が発行したもの
サ 知的障害の程度を証明できるもの	志願者全員（山梨県立特別支援学校中学部を卒業した知的障害を主障害とする者又は平成30年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者を除く）	山梨県総合教育センター相談支援部（以下「総合教育センター」という。）が平成29年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。）

(2) 必要書類の請求

入学願書等出願に必要な書類は、桃花台学園に直接請求する。

(3) 入学審査料

無料とする。

(4) 中学校長等の手続

中学校長等は、調査書及び出願者一覧表を作成し、出願期限までに桃花台学園校長に提出しなければならない。

なお、調査書及び出願者一覧表は、高等学校入学者選抜処理システム（以下「入試処理システム」という。）を導入している中学校においては、「平成30年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準じて入試処理システムにより出力されたもの（調査書（様式6）及び出願者一覧表（様式7））とし、提出の際、入試処理システム用記録媒体を添えること。また、特別支援学校及び上記の様式での対応が難しい中学校においては、桃花台学園校長が別途指定するものとする。

中学校長等は、中学校又は特別支援学校中学部において第3学年の欠席日数が30日以上者について、欠席日数が多い状況や理由等を説明する「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を桃花台学園校長に提出する。欠席日数が30日未満の者についても中学校長等が必要と認める場合は、「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を提出することができる。

桃花台学園校長が別途指定する調査書、出願者一覧表及び「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」は、桃花台学園に直接請求する。

4 調査書作成上の注意事項

「平成30年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。

5 出願上の注意

(1) 出願書類の志願者氏名

志願者が作成する書類の署名欄については、志願者本人が住民票記載の文字（指導要録と一致する：以下「本名」という。）で自署する。なお、外国籍生徒等で本名が長くなる場合には、入学願書に明記することで、本名を省略した氏名（以下「略称」という。）の使用を可とする。

受検に際して略称を使用する外国籍生徒等は、入学願書の署名欄に、本名の後ろに（ ）を付して略称を併記する。なお、受検票には略称のみ記入すること。

中学校長等が作成する書類の志願者氏名について、志願者が特定できる場合は略字や略称の使用も可とする。なお、外国籍生徒等が略称を使用する場合には、調査書の「その他特記事項」に本名と上

記 の略称を併記すること。

(2) 出願書類の順序

出願者一覧表に添える出願書類の順序は、次のとおりとする。

入学願書を一番上にし、志願理由書、確約書、調査書、住民票の写し、健康診断票、知的障害の程度を証明できるもの、その他の書類（県外入学志願承認書、事情説明書等）、封筒、の順に重ね、志願者ごとにクリップで留めること。

6 桃花台学園校長の措置

- (1) 桃花台学園校長は、入学願書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入した上で、受検票を志願者に交付又は郵送する。その際、中学校又は特別支援学校には、受検番号を記載した出願者一覧表の写しを交付する。
- (2) 桃花台学園校長は、志願者数を出願期間中、毎日学校内に掲示する。
- (3) 桃花台学園校長は、入学願書の受付締切後、直ちに志願者数を(2)に準じて学校内に掲示するとともに、山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

第2 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校（以下「盲学校等」という。）

1 出願の制限

- (1) 出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。
- (2) 他の都道府県から入学を志願する者又は県内の児童福祉施設に措置入所若しくは契約入所し、入学を志願する者の扱いについては、別記2「県外からの出願（盲学校等）」による。

2 出願期間

平成30年2月9日(金)、2月13日(火)、2月14日(水)、2月15日(木)の午前9時から午後4時まで及び2月16日(金)の午前9時から正午まで

3 出願手続

- (1) 志願者は、次に掲げる書類を志願先特別支援学校長に提出する。

ただし、施行令第22条の3に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害を併せ有する者は、別途志願先特別支援学校長が定める書類についても提出する。

全校共通

ア 入学願書

イ 調査書

ウ 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、平成30年1月以降発行の表面に個人番号が記載されていないもの

エ 健康診断票

医療機関が発行したもの（志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。）で、平成30年1月以降に受診したもの（志願先特別支援学校の中学部を平成30年3月卒業見込みの者を除く。）

ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医発行のものとする。

学校ごとに必要な書類（志願先特別支援学校の中学部を平成30年3月卒業見込みの者を除く。）

学校名	学校ごとに必要な書類
盲学校	平成30年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票
ろう学校	平成30年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票
甲府支援学校	平成30年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票

学校名	学校ごとに必要な書類
あけぼの支援学校	平成 30 年 1 月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票（あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者）
わかば支援学校	総合教育センターが平成 29 年 4 月以降に発行した施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可）
かえで支援学校	
やまびこ支援学校	（肢体不自由者） 平成 30 年 1 月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票
ふじざくら支援学校	（知的障害者） 総合教育センターが平成 29 年 4 月以降に発行した施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可）

- (2) 「出願資格」の表中、各学校の「要件」欄の 3 に該当する者は、の書類のうち、調査書にかえて、学習成績証明書又はその提出不能を証明する書類を提出する。
- (3) 必要書類の請求
入学願書等出願に必要な書類は、志願先特別支援学校に直接請求する。
- (4) 入学審査料
無料とする。
- 4 志望順位
盲学校の本科普通科及び本科保健医療科については、志望順位をつけて出願することができる。
- 5 調査書作成上の注意事項
「平成 30 年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。
- 6 出願上の注意
- (1) 出願書類の志願者氏名
「第 1 5 (1) 出願書類の志願者氏名」に準ずる。
- (2) 志願者は、平成 29 年 12 月 28 日（木）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学部を平成 30 年 3 月卒業見込みの者を除く。）

入学検査

第 1 桃花台学園

- 1 受検者
志願者全員とする。
- 2 検査期日
平成 30 年 2 月 1 日（木）
開始時刻については、桃花台学園校長が定める。
- 3 検査会場
桃花台学園
- 4 検査内容
- (1) 学力検査（国語、数学）
- (2) 作業能力検査
- (3) 面接
- 5 検査の実施
検査会場の管理及び検査結果の処理の責任者は桃花台学園校長とし、係員は桃花台学園の教職員をもって充てる。

第2 盲学校等

- 1 受検者
志願者全員とする。
- 2 検査期日
平成30年3月7日(水)
開始時刻については、志願先特別支援学校長が定める。
- 3 検査会場
各志願先特別支援学校とする。
- 4 検査内容

学 校 名	学 科	学 力 検 査							面 接	生 活 動 作 検 査	機 能 検 査
		国 語	作 文	社 会	数 学	理 科	英 語	一 般 教 養			
盲 学 校	普通科										
	保健医療科										
ろ う 学 校	普通科										
甲 府 支 援 学 校	普通科										
あ け ば の 支 援 学 校	普通科										
わ か ば 支 援 学 校	普通科										
や ま び こ 支 援 学 校	普通科										
ふ じ ざ くら 支 援 学 校	普通科										
か え で 支 援 学 校	普通科										

- 1 受検者の障害及び健康状態に応じ、検査内容を変更又は一部免除することがある。
- 2 盲学校保健医療科の学力検査「一般教養」は、口頭試問により実施する。

5 検査の実施

検査会場の管理及び検査結果の処理の責任者は各特別支援学校長とし、係員は当該学校の教職員をもって充てる。

追検査

桃花台学園において追検査を行う。

1 対象者

- (1) 入学検査における学力検査、作業能力検査及び面接の全てを欠席した者で、次のいずれかに該当する者。
インフルエンザ罹患者
インフルエンザ様の症状のある者
感染症罹患者又は発熱・下痢・嘔吐・腹痛等のある者
その他交通事故等不慮のやむを得ない事情のある者
- (2) (1)に掲げたやむを得ない事情により遅刻した者のうち、第1時限の検査終了時刻に間に合わない者は欠席したものとみなし、追検査の対象者とする。

2 受付期間

追検査の受検を希望する者は、平成30年2月1日（木）の午前11時までに中学校長等を経由して桃花台学園校長に申し出る。その上で、追検査受検申請書（様式5）及び必要書類を、平成30年2月2日（金）の正午までに桃花台学園校長に提出する。

3 必要書類

- (1) インフルエンザ・病気等の場合は、医師の診断書
- (2) 公共交通機関の遅延・交通事故の場合は、それを証明する書類
- (3) やむを得ず公的な書類が用意できない場合に限り、中学校長等による事情説明書（様式自由）

4 手続方法について

(1) 追検査の受検を希望する者の手続

追検査の受検を希望する者は、追検査受検申請書（様式5）に必要事項を記載し、必要書類及び受検票とともに速やかに中学校長等へ提出する。

(2) 中学校長等の手続

中学校長等は、追検査の受検を希望する者から提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは校長氏名・職印をもって証明の上で、追検査受検申請書を必要書類及び受検票とともに速やかに桃花台学園校長に提出する。

(3) 桃花台学園校長の措置

桃花台学園校長は、追検査受検申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入した上で、追検査受検承認書を受検票にクリップ等で留め申請者に交付する。

5 検査期日

平成30年2月5日（月）

開始時刻については、桃花台学園校長が定める。

6 検査会場

桃花台学園

7 検査内容

「第1 4 検査内容」に準ずる。

8 検査の実施

検査会場の管理及び検査結果の処理の責任者は桃花台学園校長とし、係員は桃花台学園の教職員をもって充てる。

選抜の方法

志願先特別支援学校長は、中学校長等又は保護者から提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

入学許可予定者の発表

第1 桃花台学園

1 日時

平成30年2月8日（木）午前11時

2 発表の方法

桃花台学園において受検番号を発表するとともに、入学許可予定者に通知する。

3 その他

桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び盲学校等入学者選抜検査に出願することはできない。

第2 盲学校等

1 日時

平成30年3月14日（水）午前11時

2 発表の方法

各志願先特別支援学校において行う。

再募集

盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校及び桃花台学園において、再募集を行う。

なお、桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限り行う。

第1 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校

1 出願資格

「 出願資格」に該当する各特別支援学校の当該障害種別（やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校においては、肢体不自由のみ）の単一障害者で、県内公・私立高等学校を受検し、出願時にいずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者。

2 出願方法

(1) 出願の制限

公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。

(2) 出願期間

平成30年3月15日(木)の午前9時から午後4時及び3月16日(金)の午前9時から正午まで

(3) 出願手続

再募集志願者は、「 第2 3 出願手続」の項に準じた書類に加え、在籍中学校長等の証明を受けた誓約書(様式8)を、志願先特別支援学校長に提出する。

(4) 志望順位

「 第2 4 志望順位」による。

(5) 調査書作成上の注意事項

「 第2 5 調査書作成上の注意事項」による。

3 検査期日

平成30年3月19日(月)

開始時刻については、志願先特別支援学校長がそれぞれ定める。

4 検査会場

各志願先特別支援学校とする。

5 検査内容

志願先特別支援学校長が別途定める。

6 選抜の方法

志願先特別支援学校長は、中学校長等又は保護者から提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と再募集にあたって実施する検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

7 入学許可予定者の発表

平成30年3月22日(木)の午前11時、志願先特別支援学校においてそれぞれ行う。

8 出願上の留意事項

志願者は、平成29年12月28日(木)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。
(志願先特別支援学校の中学部を平成30年3月卒業見込みの者を除く。)

第2 桃花台学園

1 出願資格

「 出願資格」に該当する者で、県内公・私立高等学校を受検し、出願時にいずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者。

2 出願方法

(1) 出願の制限

公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。

志願者は、桃花台学園の教育相談を、平成 29 年 12 月 28 日（木）までに受けておくこと。

(2) 出願期間

平成 30 年 3 月 15 日(木)の午前 9 時から午後 4 時及び 3 月 16 日（金）の午前 9 時から正午まで

(3) 出願手続

再募集志願者は、「第 1 3 (1)」の項に準じた書類に加え、誓約書（様式 8）を、中学校長等を経由して桃花台学園校長に提出する。

(4) 中学校長等の手続

「第 1 3 (4) 中学校長等の手続」に準ずる。中学校長等は、再募集志願者から提出された誓約書の内容を審査し、適当と認めるときは証明の上で調査書及び出願者一覧表を作成する。

3 検査期日

平成 30 年 3 月 19 日（月）

開始時刻については、桃花台学園校長が定める。

4 検査会場

桃花台学園

5 検査内容

桃花台学園校長が別途定める。

6 選抜の方法

桃花台学園校長校長は、中学校長等から提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と再募集にあたって実施する検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

7 入学許可予定者の発表

平成 30 年 3 月 22 日（木）の午前 11 時、桃花台学園において受験番号を掲示するとともに、入学許可予定者に通知する。

特別な配慮が必要な生徒の受検

第 1 申し出

中学校長等は、受検の際や入学後において特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合、あるいは検査等の際して周囲の受験生への影響が懸念される生徒がいる場合には、志願先特別支援学校長にできる限り早期に申し出または相談することとする。

第 2 手続

第 1 により申し出等を受けた志願先特別支援学校長が必要と判断した場合は、中学校長等は、特別な配慮を必要とする受検者について、「特別な配慮が必要な生徒に関する事情説明書」（様式 1）を提出すること。この場合、特別支援学校長は、必要に応じて山梨県教育庁高校改革・特別支援教育課長と協議するものとする。

検査結果の開示

第 1 入学者選抜検査の結果の開示方法（口頭による開示請求）

1 桃花台学園

(1) 開示の内容

入学検査については、学力検査の科目等別得点及び得点合計、作業能力検査及び面接の評価の段階とする。なお、再募集の結果については、実施する各検査等の評価の段階とする。

(2) 開示場所

桃花台学園

(3) 開示の方法

口頭による開示請求に基づき、「開示用成績一覧表」の閲覧による。

山梨県個人情報保護条例第 27 条の規定に基づく口頭による開示請求は、本人に限るものとし、法定

代理人による請求は認めない。

口頭による開示請求は、受検票を提示して行う。

(4) 開示期間

平成30年2月8日(木)から平成30年3月8日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

とし、受付時間は午前9時(発表当日は発表後)から午後4時までとする。

なお、再募集の結果については、平成30年3月22日(木)から平成30年4月23日(月)までとする。

2 盲学校等

(1) 開示の内容

入学検査については、学力検査の科目別得点及び得点合計、面接並びに生活動作検査又は機能検査の評価の段階とする。なお、再募集の結果については、実施する各検査等の評価の段階とする。

(2) 開示場所

各志願先特別支援学校

(3) 開示の方法

口頭による開示請求に基づき、「開示用成績一覧表」の閲覧による。

山梨県個人情報保護条例第27条の規定に基づく口頭による開示請求は、本人に限るものとし、法定代理人による請求は認めない。

口頭による開示請求は、受検票を提示して行う(受検票に写真が貼付されていない場合は、顔写真付きの書類の提示等も併せて行う)。

(4) 開示期間

平成30年3月14日(水)から平成30年4月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

とし、受付時間は午前9時(発表当日は発表後)から午後4時までとする。

なお、再募集の結果については、平成30年3月22日(木)から平成30年4月23日(月)までとする。

第2 調査書等の開示

開示の方法

山梨県個人情報保護条例(平成17年3月28日山梨県条例第15号)第15条の規定に基づき、書面(開示請求書)により、「県民情報センター(山梨県庁別館2階)」に開示請求を行う。

その他

- 1 特別支援学校長は、選抜の結果を直ちに教育長に報告する。
- 2 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。